最終更新日: 2024年10月11日

# 投資法に関するガイドライン詳細

## 1. 政令 01/2021/ND-CP

2020 企業法をガイドラインする政令 01/2021/ND-CP は企業登記、経営世帯の登記の書類、手順、手続に関する詳細を規定し、経営登記機関及び企業登記、経営世帯の登記についての国家管理に関して規定する。企業設立申請書類の所定フォーム等は通達 01/2021/TT-BKHDT および通達 02/2023/TT-BKHDT において定められる。

## 2. 政令 31/2021/ND-CP

投資法の条項の詳細な規定及び施行について規定する政令 31/2021/ND-CP は、経営投資条件・外国投資家に対する市場アクセスの分野・業種及び条件、経営投資の確保、投資優遇・支援、投資手続、外国への投資活動、投資促進、ベトナムにおける経営投資活動及び外国への投資活動に対する国家管理に関する投資法の条項を詳細に規定している。投資に関する申請書類の所定フォーム等は通達 03/2021/TT-BKHDT および通達 25/2023/TT-BKHDT において定められる。

#### 3. 政令 07/2016/ND-CP

(留意点:政令 07/2016/ND-CP は投資法に関するガイドラインではなく、商法 36/2005/QH11 に関するガイドラインである)

2016年1月25日に政府は外国投資家の駐在員事務所、支店についてのガイドラインである政令07/2016/ND-CPを発行した。この政令の適用範囲は、外国投資家の駐在員事務所、支店のベトナムにおける設立、活動、権限、義務についてである。しかし、外国投資家の駐在員事務所、支店の事業内容が、特定の事業分野に関する法律に規定される分野・事業に属する場合には、その法律の規定を遵守しなければならない。

政令 07/2016/ND-CP は、政令 72/2006/ND-CP (2006 年 7 月 25 日)に代わり、2016 年 3 月 10 日より施行となった。上記各政令の主な相違点は、政令 07/2016/ND-CP の適用範囲である。

政令 72/2006/ND-CP の適用範囲は、商品販売および商品販売に直接関連する活動を実施する外国投資家の駐在員事務所、支店のベトナムにおける設立手続き、活動、権限、義務についてであった。一方、政令 07/2016/ND-CP の適用範囲は、外国投資家の駐在員事務所、支店のベトナムにおける設立手続きに適用される。

上記政令 07/2016/ND-CP の施行ガイダンスに関し、商工省は 2016 年 7 月 5 日に通達 11/2016/TT-BCT を発行した。本通達では、駐在員事務所、支店の設立手続き・活動内容に関する具体的な案内はなく、設立手続き、活動報告、閉鎖手続きを実施するフォーム、サンプルについて案内している。そのため、現時点では、外国投資家のベトナムにおける駐在員事務所、支店に関する事項は、大部分が政令 07/2016/ND-CP および 2005 年商法に基づいている。

## 4. 通達 25/2024/TT-NHNN

ベトナム中央銀行総裁が発行した 2024 年 6 月 28 日付通達 25/2024/TT-NHNN により、金融機関に対する出資やその株式の購入の条件、その承認のための申請や手続が規律されている。

#### 5. 通達 35/2024/TT-NHNN

ベトナム中央銀行総裁は 2024 年 6 月 30 日、通達 35/2024/TT-NHNN を交付し、ノンバンク信用機関の設立ライセンスの再発行、活動内容の追加、仕組みおよび運営方法を制定した。この規則は、金融会社、ノンバンク信

用機関の設立ライセンスの再発行、活動内容の追加、仕組みおよび運営に関する組織、個人に適用される。 これにより、設立ライセンスの再発行、活動内容の追加許可の申請書類はベトナム中央銀行に提出し、その検 討と承認を仰ぐことになる。設立ライセンスの再発行、活動内容の追加はベトナム中央銀行の総裁により承認さ れる。

同通達は 2024 年 7 月 1 日より発効し、ノンバンク信用機関の設立ライセンス発行、仕組みおよび運営方法に関するベトナム中央銀行の通達 30/2015/TT-NHNN(2015 年 12 月 25 日付)にとって代わった。

#### 6. 通達 53/2018/TT-NHNN

中央銀行より 2018 年 12 月 31 日付けで発行されたもので、ノンバンク信用機関の支店や駐在員事務所の設立 について規定している。

## 7. 政令 39/2014/ND-CP(政令 16/2019/ND-CP により改正)

2014 年 5 月 7 日付金融会社および金融リース会社の運営に関する政令 39/2014/ND-CP は銀行活動、組織からの資本を調達するため、預金証書、債券の発行、消費者金融および分割払いを含む貸出、銀行保証、ファクタリング、信用カードの発行、金融リースという金融会社の事業内容を明確に定めた。政令 39/2014/ND-CP は、政府発行の 2019 年 2 月 1 日付政令 16/2019/ND-CP により改正、補充されている。

同政令の規定によると、合弁金融会社は合弁契約書に基づいてベトナム側(一つまたは一つ以上のベトナム商業銀行、ベトナム企業)および外国側(一つまたは一つ以上の外国信用機関)の出資で、二人以上有限会社の形態で設立された合弁ノンバンク信用機関である。因みに、100%外国投資金融会社とは外国信用機関が所有する一人有限会社または外国信用機関が出資する二人以上有限会社の形で設立される 100%外資のノンバンク信用機関である。これにより、100%外資金融会社の設立には以下の二つの条件が必要となる。

- +所有者は外国金融機関である。
- +会社形態は一人有限会社または二人以上有限会社の形態(株式会社形態ではない)。

(ベトナムでは従来、国営金融会社、合弁金融会社、合弁企業、100%外国投資企業、あるいは金融機関の傘下金融会社という形態でなければ金融会社の設立・運営が認められなかった)

#### 8. 政令 96/2016/ND-CP(政令 31/2021/ND-CP により改正)

2016 年 7 月 1 日付の民間警備業を含む条件付き経営投資分野の公安、規律について規定する政令 96/2016/ND-CP により、民間警備業への投資にかかる法定資本金の規定がなくなり、民間警備企業は外国民間警備企業との合弁が可能となった(同政令の施行により、それ以前に適用されていた公安省通達 45/2009/TT-BCA は無効となった)。

政令 96/2016/ND-CP は下記のことを定めている。

- ・民間警備企業の公安、規律について責任を負う者は少なくとも短期大学卒業が必須である。
- ・民間警備事業において、機械、専門器具の購入に資本金が必要な場合には、機械、専門器具購入のための資本金を出資する形式に限り、外国民間警備企業と合弁できる。
- ・外国企業の出資金額は100万ドル以上であり、5年以上連続で警備事業を営んでいることが必要である。

# 9. 政令 47/2021/ND-CP

2021 年 4 月 1 日に公布され、同日に実施される政令 47/2021/ND-CP は 2020 企業法の一部の条項のガイドラインを定める。

最終更新日: 2024年 10月 11日

## 10. 政令 122/2021/ND-CP

2021 年 12 月 28 日付で政府は計画および投資業務における行政違反の罰金処理を規定する政令 122/2021/ND-CP(2022 年 1 月 1 日施行)を公布した。同政令はベトナムにおける投資分野(15 条~19 条)、PPP 分野(23 条~31 条)、企業登録分野(43 条~69 条)に関する違反の罰則について規定している。

- (1) 企業登録内容変更の申請が遅延する場合の罰則
  - ・定められる期限を1日から10日超過:警告
  - ・定められる期限を 11 日から 30 日超過:300 万~500 万ドン
  - ・定められる期限を 31 日から 90 日超過:500 万~1,000 万ドン
  - ・定められる期限を 91 日以上超過: 1,000 万~2,000 万ドン
  - ・企業登録内容変更の申請をしない場合: 2,000 万~3,000 万ドン
- (2) 投資方針承認書、投資家承認書、投資登録証明書において記載された内容の通りに実施しない場合には、7,000万~10,000万ドンの罰金を納付しなければならない。
- (3) ベトナムにおいて居住する法的代表者がない場合には、2,000万~3,000万ドンの罰金を納付しなければならない。
- (4) 企業を管理する権限を与えられない者を企業の管理職に任命した場合には、2,000 万~3,000 万ドンの罰金を納付しなければならない。

## 11. 政令 29/2021/ND-CP

2021 年 3 月 26 日付で政府は、同日から施行となる投資の監督および評価についての政令 29/2021/ND-CP を公布した。投資家は社内で投資プロジェクトのフォロー、監査および下記内容を報告する必要がある。

- a. 報告内容
- ・投資方針決定、投資登録証明書、企業登録証明書申請手続の状況(あれば)
- ・投資プロジェクトの実施進捗および投資プロジェクトの目的実施進捗
- ・出資金、定款資本金、法定資本金(法定資本金の規制がある分野、業種において)の送金進捗
- ・プロジェクトの運営状況
- ・環境保護、土地、鉱物資源の使用に関する規定への対応状況
- ・条件付き経営投資分野について、経営投資条件適応状況
- ・投資優遇の実施状況(あれば)
- b. 報告期限
- ・半期の報告はその年の7月10日以前
- ・年次報告書は翌年の2月10日以前
- ・プロジェクトの調整前